

令和 7 年 5 月 2 6 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 7 年 5 月 2 6 日 諮問第 1 5 号)

[インマルサットIoT型の導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

(山下課長補佐、山本係長、永間主査)

電話：03－5253－5901

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (インマルサット IoT 型の導入に向けた制度整備)

1 諮問の概要

インマルサット IoT 型は、3GPP の衛星 NB-IoT の規格に対応したインマルサット衛星を使用する衛星通信システムである。携帯電話等と同一筐体での端末、車載端末、IoT 端末で通信サービスに利用することが見込まれており、外国では既に導入されている例もある。

本件は、インマルサット IoT 型を我が国に導入可能とするため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

(1) 電波法施行規則関係

- ・インマルサット IoT 型携帯移動地球局を包括免許の対象とする。【第 15 条の 3】

(2) 無線設備規則関係

- ・インマルサット IoT 型携帯移動地球局について、送信装置の条件、人体にばく露される電波の許容値、副次的に発する電波等の限度など無線設備の技術的条件を定める。【第 14 条の 2、第 24 条、第 49 条の 24、別表第 1 号、別表第 2 号及び別表第 3 号】

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係

- ・インマルサット IoT 型携帯移動地球局の無線設備を技術基準適合証明及び技術基準適合自己確認の対象とする。【第 2 条の 2】

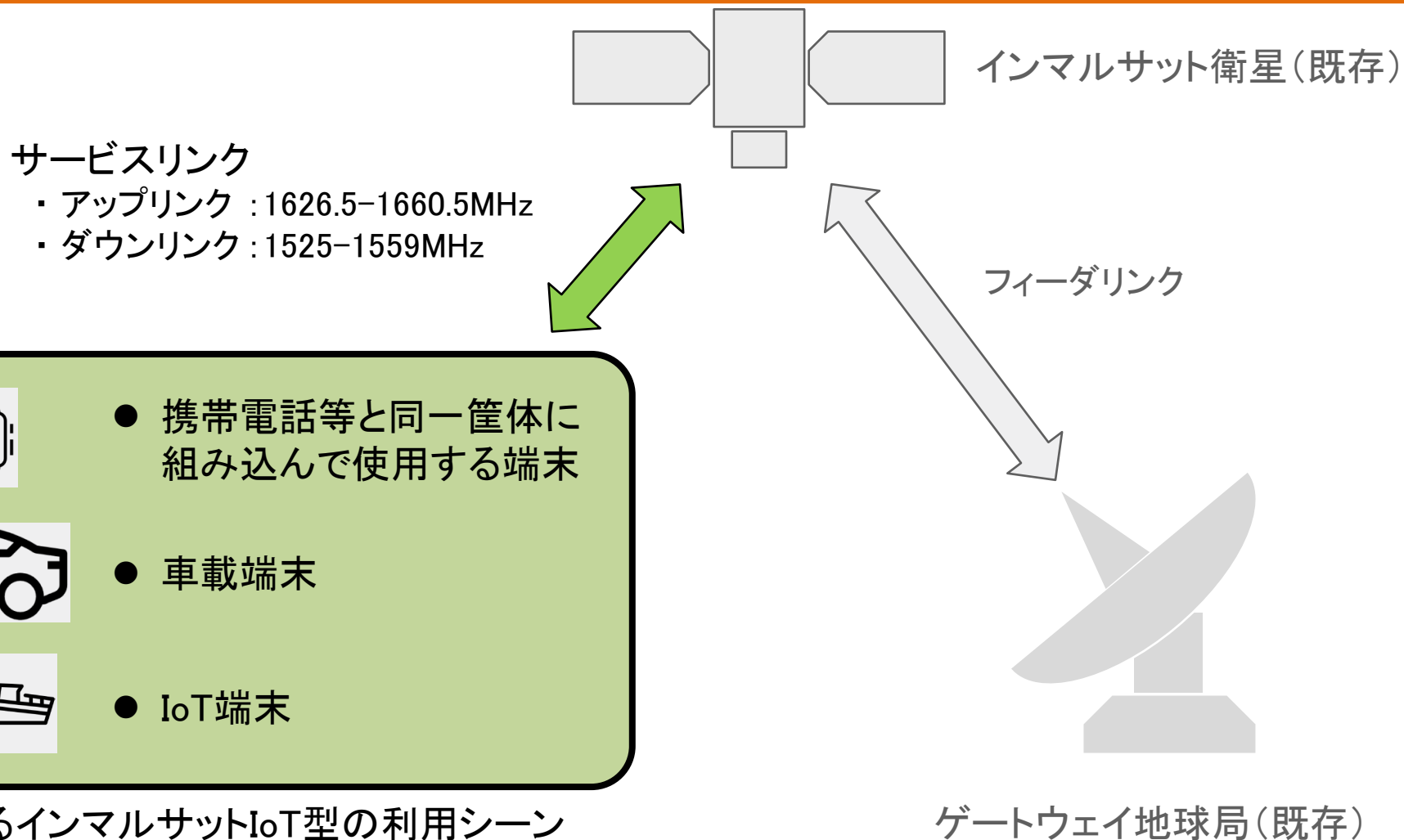
3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集の結果（関係する案件のみ作成）

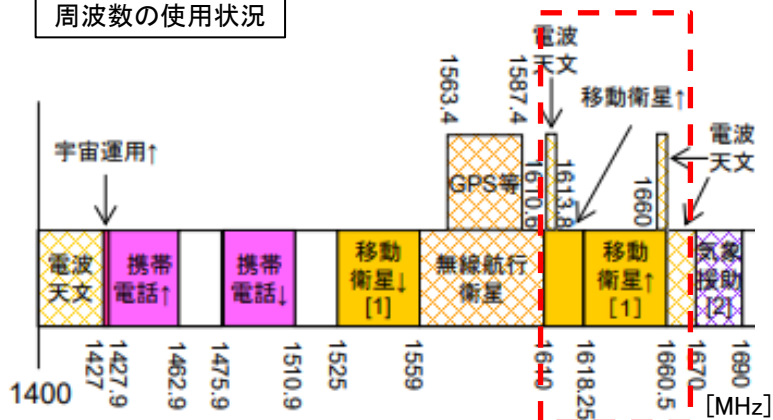
本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 7 年 3 月 26 日（水）から同年 4 月 24 日（木）までの期間において実施済みであり、5 件の意見提出があった。

- 3GPPの衛星NB-IoTの規格に対応したシステムで、インマルサット衛星を使用
- 使用する周波数は、既存のインマルサットシステムと同様にアップリンク: 1626.5-1660.5MHz、ダウンリンク: 1525-1559MHz
- 携帯電話等と同一筐体に組み込んで使用する端末、車載端末、IoT端末での利用が見込まれている



- インマルサットIoT型は、サービスリンクのアップリンクに1626.5-1660.5MHzの周波数を使用
 - ・ 同一帯域をインマルサット、スラヤ、電波天文業務(1660-1660.5MHz)が使用
 - ・ 隣接帯域をイリジウム、グローバルスター、電波天文業務が使用
- インマルサットIoT型の技術基準は既存のインマルサットシステムと比較し、多くの項目がその範囲内であることから、他のシステムに影響を及ぼすものではなく、共用が可能と判断できる。

周波数の使用状況



[1] 1525-1559MHz、1618.25-1660.5MHz
インマルサット衛星等による移動体衛星通信サービス

システム等	使用周波数帯 (MHz)
インマルサット	送信: 1626.5-1660.5
スラヤ	送信: 1626.5-1660.5
イリジウム	送信: 1618.25-1626.5
グローバルスター	送信: 1610-1618.75
電波天文	1610.6-1613.8、1660-1670



※ インマルサット人工衛星及びゲートウェイ地球局は、既存のインマルサットシステムのものを使用するため、フィーダリンクのアップリンク及びダウンリンク並びにサービスリンクのダウンリンクは現状から変化なし。

※ 1610.6-1613.8MHz及び1660-1670MHzの周波数帯については、電波天文業務を有害な混信から保護するため実行可能な全ての措置を執ることとされている。

	項目	インマルサットIoT型の技術基準案												
1	周波数の許容偏差	・0.1 (10 ⁻⁶)												
2	占有周波数帯幅の許容値	・変調信号の送信速度が3,750bps 又は 7,500bpsのもの : 36kHz ・変調信号の送信速度が15,000bps 又は 30,000bpsのもの : 68kHz												
3	スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	・不要発射(高調波発射を除く) : 別ページ ・高調波発射 : 任意の3MHz幅の等価等方輻射電力が-38dBW以下である値とする。												
4	空中線電力の許容偏差	・等価等方輻射電力(1ワットを0デシベルとする)は、0デシベルを超えてはならない。 この場合において、許容偏差は-2～+2デシベルまでの範囲とする。												
5	人体にばく露される電波の許容値	・人体(側頭部及び四肢を除く。) : 2W/kg以下 ・人体四肢(両手を除く。) : 4W/kg以下 ・人体側頭部 : 2W/kg以下												
6	副次的に発する電波等の限度	・搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力の値を超えないものであること。												
7	変調方式	・BPSK(二相位相変調) 又は QPSK(四相位相変調)												
8	送信速度	・3,750bps、7,500bps、15,000bps 又は 30,000bps												
9	空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比	・-40デシベル以上												
10	送信又は受信する電波の偏波	・右旋円偏波 又は 直線偏波												
11	一般的条件	・使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する携帯基地地球局から発射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによって、自動的に選択されるものであること。												
12	等価等方輻射電力	・等価等方輻射電力(1ワットを0デシベルとする)は、0デシベルを超えてはならない。 この場合において、許容偏差は-2～+2デシベルまでの範囲とする。												
13	搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力	<table><tr><th>周波数帯</th><th>等価等方輻射電力</th></tr><tr><td>1,000MHz以下</td><td>任意の100kHz幅における尖頭電力が-87デシベル以下</td></tr><tr><td>1,000MHzを超え1,525MHz以下</td><td>任意の100kHz幅における尖頭電力が-77デシベル以下</td></tr><tr><td>1,525MHzを超え1,559MHz以下</td><td>任意の100kHz幅における平均電力が-97デシベル以下</td></tr><tr><td>1,559MHzを超え1,610MHz以下</td><td>任意の1MHz幅における平均電力が-70デシベル以下</td></tr><tr><td>1,610MHzを超え12.75GHz以下</td><td>任意の100kHz幅における尖頭電力が-70デシベル以下</td></tr></table>	周波数帯	等価等方輻射電力	1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-87デシベル以下	1,000MHzを超え1,525MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-77デシベル以下	1,525MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が-97デシベル以下	1,559MHzを超え1,610MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が-70デシベル以下	1,610MHzを超え12.75GHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-70デシベル以下
周波数帯	等価等方輻射電力													
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-87デシベル以下													
1,000MHzを超え1,525MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-77デシベル以下													
1,525MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が-97デシベル以下													
1,559MHzを超え1,610MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が-70デシベル以下													
1,610MHzを超え12.75GHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が-70デシベル以下													
14	周波数	・送信 : 1626.5-1660.5MHz 受信 : 1525-1559MHz												
15	空中線電力	・空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力(1ワットを0デシベルとする)が、0デシベル以下となること。												
16	最大運用数	・1衛星あたり6,000,000												

○不要発射(高調波発射を除く)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が -66dBW 以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が -61dBW 以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が -70dBW 以下
1,605MHzを超え1,612.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-70+23/15(f-1605)\text{dBW}$
1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-55+5/4(f-1612.5)\text{dBW}$
1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-50+4/5(f-1616.5)\text{dBW}$
1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が -60dBW 以下
1,624.5MHzを超え1,625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-60+5(f-1624.5)\text{dBW}$
1,625MHzを超え1,625.125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-57.5+12/5(f-1625)\text{dBW}$
1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-57.2+32/3(f-1625.125)\text{dBW}$
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-50+15(f-1625.8)\text{dBW}$
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $:-47+35(f-1626)\text{dBW}$
1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が -40dBW 以下
1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $:-3/5\Delta f\text{dBW}$ (2) Δf が25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $:-15-7/20(\Delta f-25)\text{dBW}$ (3) Δf が125kHzを超え425kHz以下の場合は、 -50dBW 以下 (4) Δf が425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $:-50-3/215(\Delta f-425)\text{dBW}$ (5) Δf が1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、 -65dBW 以下
1,662.5MHzを超え1,665.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が -60dBW 以下
1,665.5MHzを超え1,670.5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が -60dBW 以下
1,670.5MHzを超え1,680.5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が -60dBW 以下
1,680.5MHzを超え1,690.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が -60dBW 以下
1,690.5MHzを超え2,250MHz以下	任意の3MHz幅における平均電力が -60dBW 以下
2,250MHzを超え12.75GHz以下	任意の3MHz幅における尖頭電力が -60dBW 以下

注1 f は、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

	省令	改正概要
1	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)	包括免許の対象となる特定無線局の無線設備の規格にインマルサットIoT型携帯移動地球局の技術基準を追加
2	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)	インマルサットIoT型携帯移動地球局について、人体にばく露される電波の許容値、副次的に発する電波等の限度、送信装置の条件など無線設備の技術的条件を規定
3	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)	インマルサットIoT型携帯移動地球局の無線設備を特定無線設備の対象とするとともに、技術基準適合自己確認を行う特別特定無線設備として追加

	告示	改正概要
1	平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)	本邦内での運用許可を受けることができる外国からの持ち込み端末(外国の無線局)の対象無線設備にインマルサットIoTを追加
2	平成17年総務省告示第1226号(インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件)	インマルサットIoT型の送信装置の技術的条件等を追加
3	平成30年総務省告示第356号(無線局免許申請等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)	インマルサットIoT型の無線設備の規格コードを追加

	訓令	改正概要
1	電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)	インマルサットIoT型の審査基準を追加

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「インマルサット IoT 型の導入に向けた制度整備」

(意見募集期間: 令和7年3月26日～令和7年4月24日)

【提出意見件数(意見提出者数): 5件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社ソラコム	全体	衛星NB-IoTの規格に対応したインマルサットIoT型の導入に向けた制度整備のため、電波法施行規則等の一部を改正されることについて賛同いたします。 日本においても山間部や沿岸部においては、セルラー通信不感・圏外エリアが一定数存在します。今回の制度改正により従来のセルラー通信に加えて3GPP準拠の衛星NB-IoTを活用することで、より広域でのIoT通信が可能となり、今後新たなサービス、プロダクト、ビジネスモデルが生まれる可能性があると考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	ソニーセミコンダクターソリューションズ(株) システムソリューション事業部 通信デバイス商品開発1部 1課	全体	現在日本のスマートメータ(主にはLPガス, 都市ガス, 水道メータ等)にはLTE CatM1方式が用いられています。日本国内のLTEの人口カバー率は99.5%を超えており、ほとんどのエリアの検針はLTEで対応することができますが、離島やLTEの電波がデッドスポットとなる地域では、人間による検針が必要となっています。 このようなLTEの地上局の電波が届かない地域において、衛星を用いる通信手段は有効であり、さらに同じLTEの規格である、3GPP NB-IoTの規格に対応したインマルサット衛星の使用は、端末側(LTE CatM1)からのコストアップが非常に少なく、現状想定できる極めて効率がよいシステムであると考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
3	国立天文台 電波天文周波数委員会	全体	インマルサット携帯移動地球局がアップリンクに使用する周波数帯(1626.5 - 1660.5 MHz)は、電波天文業務に一次分配され、かつ総務省の周波数割当表国内周波数分配の脚注 J39 にて「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされている周波数帯(1660 - 1670 MHz)と重なっています。この周波数帯と隣接帯域は、国内の電波天文局が観測に使用しています。	御意見のとおり、周波数割当計画(令和6年第402号)第2周波数割当表 国内周波数分配の脚注 J39において、電波天文業務を保護することとされています。今後も、当該脚注	無

			これまで、インマルサット携帯移動地球局の使用を希望する事業者からは事前に国立天文台周波数資源保護室宛に干渉検討の依頼をいただき、電波天文局への有害干渉が生じないか確認し、有害干渉が生じる可能性があるケースでは干渉回避のための話し合いを持ち、利用制限区域の設定を含む協定書の締結等を行っておりました。 今後インマルサットIoT型を携帯電話等と同一筐体に組み込んで使用するケースにおいては、これまでとは比較にならない数の端末の利用が予想されます。車載端末等も含め、インマルサットIoT型の社会実装に際しては、電波天文局への有害干渉を防止できる十分な対策を取っていただけるようご配慮をお願いいたします。	が順守されるよう必要な対応を行ってまいります。					
4	Skylo Technologies Inc.	最大運用数	インマルサットIoT型の導入について、賛同いたします。一方、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部改正案については、下表右のとおり訂正することを提案いたしますので、ご検討いただけますと幸いです。 <table><thead><tr><th></th><th>修正案</th></tr></thead><tbody><tr><td>第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局</td><td>1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局</td></tr></tbody></table>		修正案	第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局	1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局	本案への賛同意見として承ります。また、御意見を踏まえ、最大運用数については、他のインマルサットシステムと同程度となる6,000,000とするよう修正いたします。	有
	修正案								
第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局	1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔(7) 略〕 (i) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼量0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局								

			の無線局を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサット BGAN 型の最大運用数は1衛星当たり 6,000,000、インマルサット GSPS 型の最大運用数は1衛星当たり 5,000,000、<u>インマルサット IoT 型の最大運用数は1衛星当たり 172,800 とする。</u> 理由：インマルサットIoT型は、3GPPの衛星NB-IoTの規格に対応したシステムとなりますので、インマルサットBGAN型、インマルサットGSPS型等の他のインマルサットシステムと比較して通信量や通信頻度の高い利用は想定されていないものと存じます。そのため、最大運用数についてもインマルサットGSPS型等と同数程度又はそれ以上となることが想定されます。つきましては、インマルサット衛星の最大運用数は1衛星当たり6,000,000程度とすることが適切かと存じます。	の無線局を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサット BGAN 型の最大運用数は1衛星当たり 6,000,000、インマルサット GSPS 型の最大運用数は1衛星当たり 5,000,000、<u>インマルサット IoT 型の最大運用数は1衛星当たり 6,000,000 とする。</u>					
5	個人	最大運用数	インマルサットIoT型の導入について、賛同いたします。一方、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部改正案については、下表右のとおり訂正することを提案いたしますので、ご検討いただけますと幸いです。 <table><thead><tr><th></th><th>修正案</th></tr></thead><tbody><tr><td>第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼</td><td>1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼</td></tr></tbody></table>		修正案	第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼	1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼	本案への賛同意見として承ります。また、御意見を踏まえ、最大運用数については、他のインマルサットシステムと同程度となる6,000,000とするよう修正いたします。	有
	修正案								
第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼	1 電気通信業務用 イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 〔7〕 略 (4) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数(免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。)を特定無線局1局あたりの最繁時呼								

			量 0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局の無線局を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサット BGAN 型の最大運用数は1衛星当たり 6,000,000、インマルサット GSPS 型の最大運用数は1衛星当たり 5,000,000、<u>インマルサット IoT 型の最大運用数は1衛星当たり 172,800 とする。</u>	量 0.01 アーラン(インマルサット C 型については 0.0002 アーラン)により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局の無線局を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサット BGAN 型の最大運用数は1衛星当たり 6,000,000、インマルサット GSPS 型の最大運用数は1衛星当たり 5,000,000、<u>インマルサット IoT 型の最大運用数は 1 衛星 当たり 6,000,000 とする。</u>		
			理由:インマルサットIoT型は、3GPPの衛星NB-IoTの規格に対応したシステムとなりますので、インマルサットBGAN型、インマルサットGSPS型等の他のインマルサットシステムと比較して通信量や通信頻度の高い利用は想定されていないものと存じます。そのため、最大運用数についてもインマルサットGSPS型等と同数程度又はそれ以上となることが想定されます。つきましては、インマルサット衛星の最大運用数は1衛星当たり6,000,000程度とすることが適切かと存じます。			

令和 7 年 5 月 2 6 日

伝搬障害防止区域の指定状況等
(令和 7 年 5 月 2 6 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(深松課長補佐、志賀係長)

電話：03－5253－5886

令和7年5月26日(月)

電波監理審議会

電波監理審議会(第1143回)報告資料

伝搬障害防止区域の指定状況等（報告）

総務省 総合通信基盤局
電波部 基幹通信室

伝搬障害防止制度の概要

制度の目的

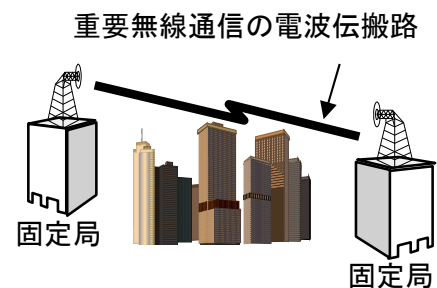
「重要無線通信※の確保」と「財産権の行使(土地利用)」との調整を図ることにより、高層建築物等の建築による重要無線通信の突然の遮断を回避すること。

(※ 重要無線通信：電気通信業務、放送業務、人命・財産の保護又は治安維持、気象業務、電気供給業務、列車運行業務の6業務に関する無線通信)

制度の概要

伝搬障害防止区域の指定

(電波法第102条の2)

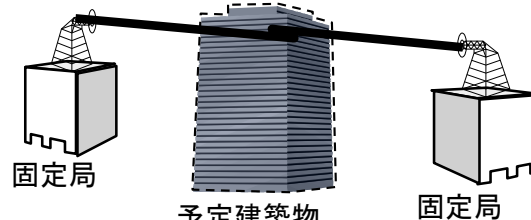


※ 水上を指定対象に追加する改正法が今国会において成立(4月18日)

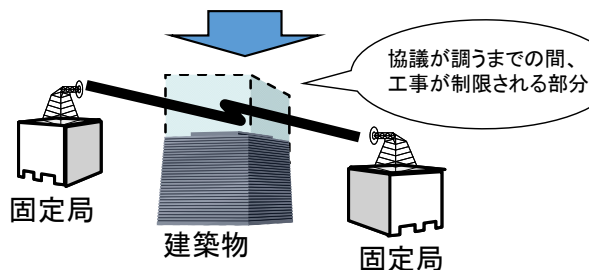
伝搬障害防止区域[緑色の部分]
(縦覧図面のイメージ)

高層建築物等に係る届出、通知、工事の制限及び協議・あっせん(電波法第102条の3等)

- 区域内で高層建築物等を建築するときは、総務大臣に**届出**が必要

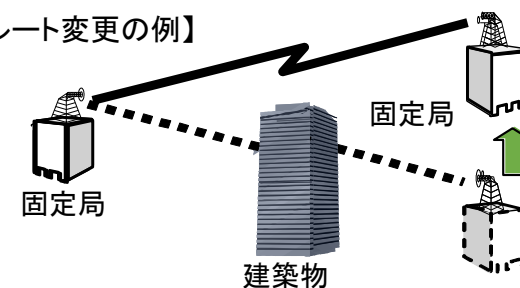


- 障害の有無を判定し、「障害原因となる」場合には、「免許人」と「建築主」へ**通知**
(建築主には障害原因とならない場合も通知)

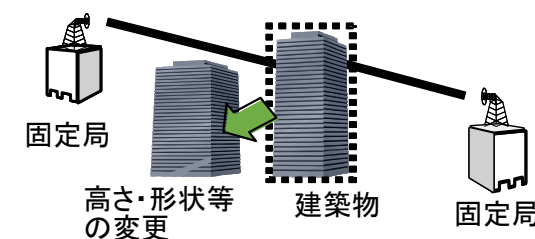


- 重要無線通信が突然遮断しないよう、障害原因となる部分の**工事を一定期間(最大2年間)制限**

- 免許人と建築主が**協議**し、必要な対策を実施
【ルート変更の例】



- 免許人と建築主が**協議**し、必要な対策を実施
【建築計画の変更の例】



- 当事者の双方又は一方から申出があった場合、総務大臣が**あっせん**

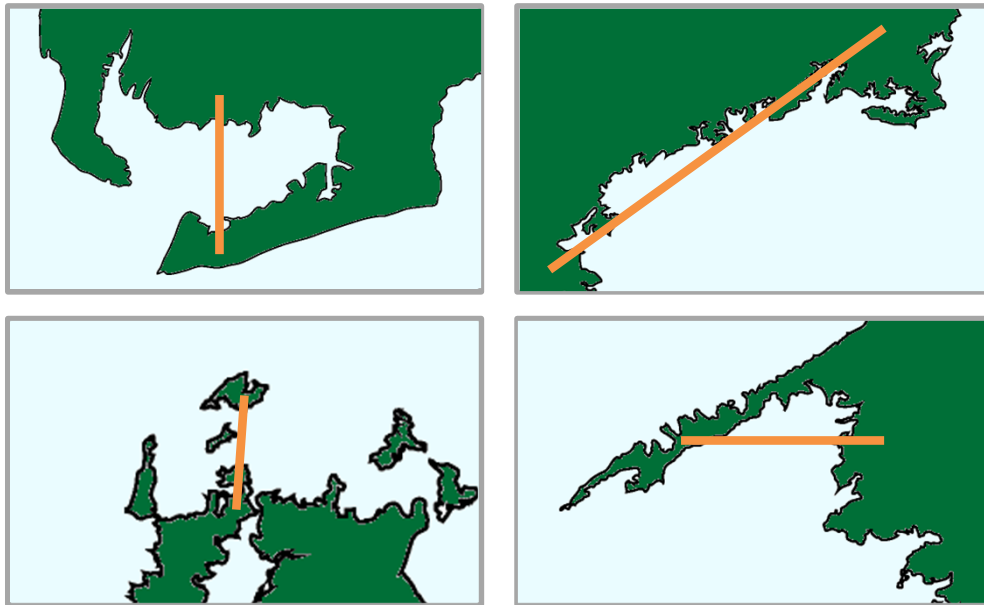
伝搬障害防止区域の指定については、電波監理審議会の諮問を要しない軽微な事項として、年に1回報告を行っている。

水上の重要無線通信の保護の必要性について

- 昨今、洋上風力発電を含めた水上の構造物等が増加していることを踏まえると、地上と同様に水上の重要無線通信についても、これらの構造物等による突然の遮断を防ぐ仕組みが求められている。

➤ 水上の重要無線通信の状況

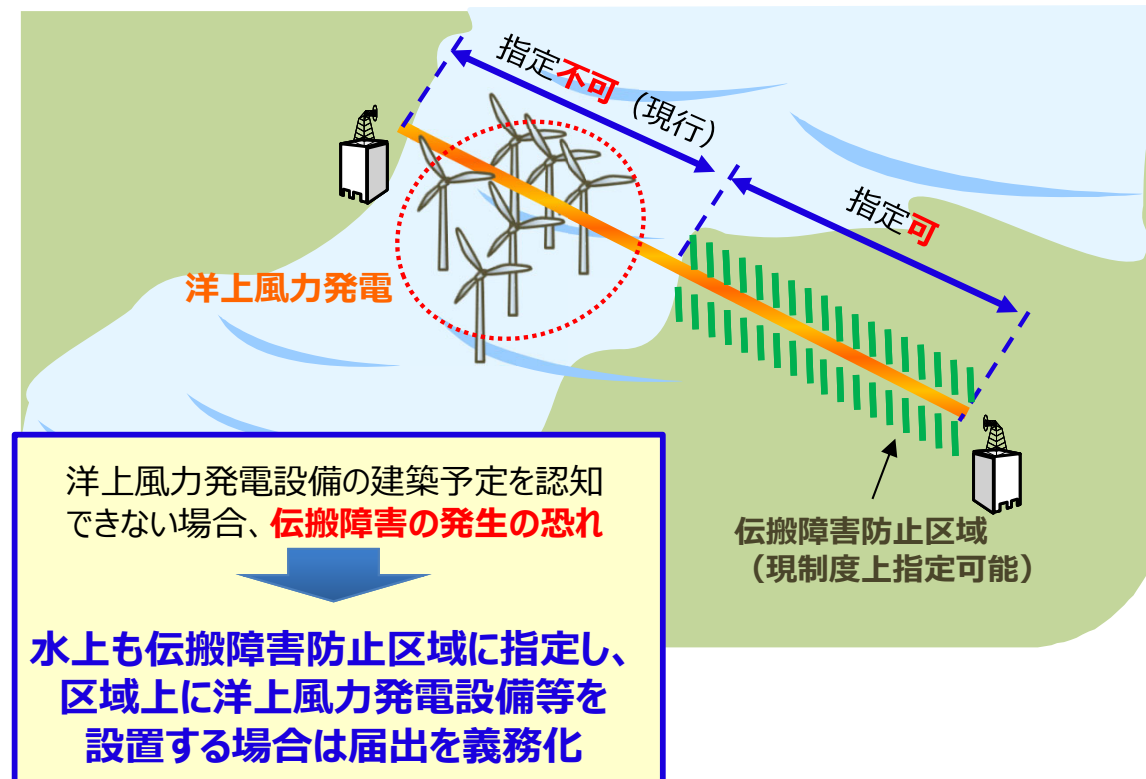
- 下図の例のように、湾をまたがるもの、海岸線近くを通るもの、離島や岬と結ぶものなど、水上を通る重要無線通信が全体の1割ほど存在。



＜水上を通る重要無線通信の例＞（イメージ）

➤ 水上の重要無線通信の遮断により想定される状況（例）

- ✓ （携帯電話サービスの中継回線）配下基地局エリアにおける携帯電話の利用への支障
- ✓ （防災行政無線）県内機関や市町村等との相互連絡への支障



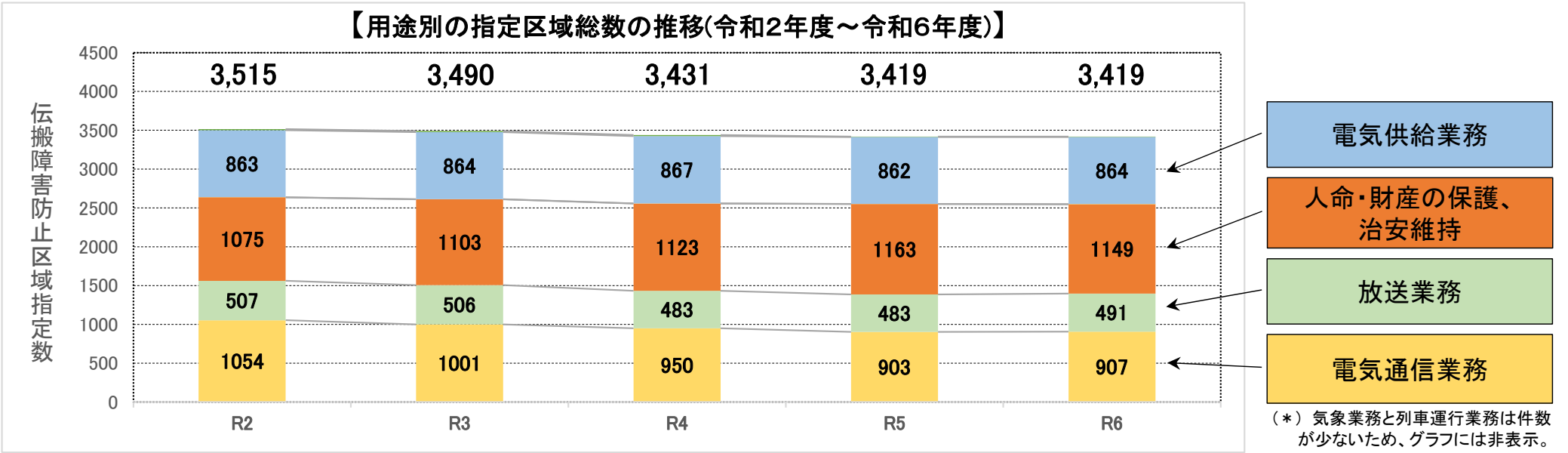
➤ 伝搬障害にかかる発電事業者から総務省への相談

2019年4月（※）以降、陸上風力だけでなく洋上風力発電設備の事業者から総務省に対して、同設備が重要無線通信の伝搬路を遮断する可能性の有無に係る相談等が多く寄せられており、伝搬路を指定し顕在化させる意義はある。 ※ 2019年4月に再エネ海域利用法が施行

近年の指定区域総数の推移

近年の傾向

- 令和6年度末における指定区域総数は3,419回線であり、前年度と同じ総数となった。
- 直近5年では減少傾向であり、主な理由としては、近年、電気通信業務用の無線通信回線の有線化（光ファイバへの移行）等により、指定を解除される区域が多くあることがあげられる。



【年度別の指定区域数(令和2年度～令和6年度)】

(単位: 区域数)

用途	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				指定区域総数 (R7.4末現在)
	新規指定	変更	解除	増減	新規指定	変更	解除	増減	新規指定	変更	解除	増減	新規指定	変更	解除	増減	新規指定	変更	解除	増減	
電気通信業務	29	2	190	▲ 161	19	1	72	▲ 53	16	4	67	▲ 51	21	2	68	▲ 47	27	1	23	4	907
放送業務	18	22	14	4	17	4	18	▲ 1	15	9	38	▲ 23	14	7	14	0	27	8	19	8	491
人命・財産の保護 治安維持	35	9	17	18	43	37	15	28	37	1	17	20	81	9	41	40	65	2	79	▲ 14	1149
気象業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
電気供給業務	8	2	7	1	3	2	2	1	8	2	5	3	9	2	14	▲ 5	9	4	7	2	864
列車運行业務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	▲ 8	0	0	0	0	1	0	1	0	6
合 計	90	35	228	▲ 138	82	44	107	▲ 25	76	16	135	▲ 59	125	20	137	▲ 12	129	15	129	0	3419

高層建築物等届出件数の推移

近年の傾向

- 令和6年度の届出件数は425件であり、令和5年度から約15%減少し、直近の5年間で最も少ない届出件数となった。
- 令和6年度の高層建築物等届出のうち、「障害原因となる」と判定された件数は3件。そのうち、2件が協議中であり、解決済みとなった1件の内容は、建築変更であった。

(単位: 件)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数 ^(注1)				705	717	666	501	425
障害原因とならない ^(注1)				704	713	663	495	422
障害原因となる ^(注1)				1	4	3	6	3
協議継続中 ^(注2)				0	0	0	1	2
解決済み ^(注2)				1	4	3	5	1
		協議結果の内容	有線化変更	0	0	0	0	0
			伝搬路迂回・廃止	1	3	3	4	0
			建築変更	0	0	0	0	1
			再検証(障害なし)	0	1	0	1	0

(注1) 届出のあった各年度の件数である。
(注2) 各年度ではなく、令和6年度末時点の状況である。

【参考】伝搬障害防止制度に関する規定

1 根拠規定

- 電波法(昭和25年法律第131号)
第102条の2から第102条の10まで
- 電波法施行令(平成13年政令第245号)
第8条及び第9条
- 電波法による伝搬障害の防止に関する規則(昭和39年郵政省令第16号)

2 伝搬障害防止区域の指定(法第102条の2第1項)

総務大臣は、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で重要無線通信を行う無線局に係る電波伝搬路を対象として、必要の範囲内において、電波伝搬路の地上投影面を伝搬障害防止区域として指定している。

なお、重要無線通信は、次に該当する無線通信が対象である。

- ① 電気通信業務の用に供するもの
- ② 放送業務の用に供するもの
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供するもの
- ④ 気象業務の用に供するもの
- ⑤ 電気事業における電気の供給業務の用に供するもの
- ⑥ 鉄道事業における列車の運行業務の用に供するもの

3 伝搬障害防止区域を表示する図面(法第102条の2第3項)

伝搬障害防止区域を表示した図面は、全国の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)と都道府県や市町村の関係地方公共団体の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しているほか、インターネット上で縦覧することもできる。

4 高層建築物等に係る届出(法第102条の3)

伝搬障害防止区域内において次に掲げる建築物等を建築しようとする建築主は、工事着工前にその敷地の位置、高さ、高層部分(地表からの高さが31メートルを超える部分)の形状、構造及び主要材料等を書面により総務大臣に届け出る。

- ① 地表高31メートルを超える建築物等の新築
- ② 工作物の増築又は移築で、その工事後において地表高31メートルを超える建築物等となるもの
- ③ 地表高31メートルを超える建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え

5 伝搬障害の有無の通知(法第102条の5)

総務大臣は、届出の内容を検討し、当該高層建築物等が当該回線の障害原因となるかどうかを判定し、障害原因とならない場合はその旨を建築主に、障害原因となる場合はその旨を建築主と当該回線を構成する無線局の免許人に通知する。

6 工事の制限(法第102条の6)

障害原因となる旨の通知を受けた建築主は、次の場合を除くほか、その通知を受けた日から2年間は、障害原因部分に係る工事を行うことができない。

- ① 工事の計画を変更して、これを届け出た結果、障害原因とならない旨の通知を受けたとき
- ② 無線局の免許人との間に協議が調ったとき

7 協議(法第102条の7)

建築主及び無線局の免許人は、重要無線通信の確保と建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため、必要な措置に関して協議すべき旨を相互に求めることができる。

なお、建築主・免許人の双方又は一方から申出があった場合は、総務大臣は必要なあっせんを行う。

令和 7 年 5 月 2 6 日

有効利用評価部会の活動状況
(令和 7 年 5 月 2 6 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、岩波官、今淵官)

電話：03－5253－5988

有効利用評価部会（第45回）会合

- 1 日 時 : 令和7年4月24日(木) 10時00分～11時55分
- 2 場 所 : Webによる開催
- 3 出席者 : 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂
- 4 主な概要 : (1) 令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)の調査結果のうち重点調査(都道府県防災行政無線)に関する評価結果(案)について、議論を行った。
(2) 令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)の調査結果のうち周波数区分ごとの調査結果について、総務省から報告があった。
(3) 令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の調査結果について、総務省から報告があった。

有効利用評価部会（第46回）会合

- 1 日 時 : 令和7年5月15日(木) 10時00分～12時05分
- 2 場 所 : Webによる開催
- 3 出席者 : 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂
- 4 主な概要 : (1) 有効利用評価方針改定(案)に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)について、議論を行った。
(2) 令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)の調査結果のうち周波数区分ごとの調査に関する評価結果(案)について、議論を行った。
(3) 令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に関する評価結果(案)について、議論を行った。
(4) 令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)の調査結果のうち総合通信局の管轄区域ごとの調査結果について、総務省から報告があった。

今後の当面の予定

総務省から詳細報告のあった令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)及び令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)を元に、評価結果(案)の取りまとめを行う予定。

令和 7 年 5 月 2 6 日

有効利用評価方針改定案
(令和 7 年 5 月 2 6 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、岩波官、今淵官)

電話：03－5253－5988

「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和7年3月8日（土）～4月7日（月）

■提出された意見の件数：5件【法人5件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【5件】（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	(株)NTT ドコモ	開設計画認定満了以降は各社の事業戦略に基づき基地局等の展開を行っていく領域と考えており、周波数帯の特徴を活かし、ニーズに応じたエリア展開を行うことや、社会課題への取組等についても周波数の有効利用として考慮頂くよう基準を適宜ご検討頂くことを希望します。	電波の有効利用に係る基準等については、ご指摘の点も含め、適時適切に検討を行ってまいります。	無
2	KDDI(株)/ UQ コミュニケーションズ(株)	令和6年度の電波の利用状況調査においては、有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化として、前年度から調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。当該調査は、項目が多岐にわたり、その対象データも多いことから、次年度以降においても有効利用評価方針に準じた継続的な調査項目の見直しや十分な調査期間の確保を希望いたします。	利用状況調査の調査項目や調査期間については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無

3	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	今回、昨年度の調査結果の内容を踏まえて「有効利用評価方針」の改定案が示されたところ、このような継続的な評価基準の見直しは電波の有効利用の更なる推進を図る観点から有意義な取組みであると考えます。また、評価基準の見直しの際は、開設指針等の割当て時の要件や示されている考え方との整合性、各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況※¹等を考慮することでより実態に即した評価になると考えます。加えて、評価基準の設定については、他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※²を採用することが望ましいと考えます。 ※1：継続的な調査により蓄積されたデータによる傾向や周波数特性等による補正 ※2：評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等 上記の観点を踏まえ、本方針案についての当社意見を申し上げます。	いただいた前段のご意見については、賛同意見として承ります。 いただいた後段の評価基準の見直しに係るご意見については、後述の No5 及び 7 の考え方をご参照ください。	無
三 評価の事項、方法及び基準				
使用周波数の移行計画				
4	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	(18 頁 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／三 移行計画に係る周波数帯) 今回新たに 3 G 移行計画の実施状況に係る評価基準が設定されましたが、これまでの認定期間満了後の周波数帯の実績評価と同様、人口カバー率の評価基準は絶対値を基本としており、過去の考え方に沿った評価基準になっていると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無
電気通信業務用基地局の数				
5	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	(8 頁 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／二 6 GHz 超の周波数帯／1 電気通信業務用基地局の数) ミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準については、前回より周波数帯平均値による相対評価が行われていますが、総論で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点か	いただいた前段のご意見について、スポット的に利用されるミリ波帯の基地局数の評価は、基地局の数に係る絶対評価の適切な基準の設定は困難と考えられるため、各社間の競争による基地局の整備促進も期待し、現行のとおり、基地局数の周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。	無

		らは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。今後の調査において蓄積されるデータやその傾向を踏まえ、適切なタイミングで評価基準を継続的に見直すことが有益と考えます。 また、ミリ波帯においては新たな割当方式（周波数オークション）による割当ても想定されることから、周波数オークションによる割当時の要件等も考慮しながら、評価基準を見直すことが必要と考えます。	いただいた後段のご意見について、今後のオークション制度の導入及びオークション結果によるサービスの提供状況を踏まえて検討することが適切と考えます。	
面積カバー率				
6	(株)NTT ドコモ	（移行計画に係る周波数帯／3 面積カバー率） 従前の「開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準」では、面積カバー率に関してD評価は設定されておらず、総合的な実績評価の基準にも面積カバー率は含まれていませんでした。 周波数を有効に活用するために面積を広げるだけでなく、ニーズに合わせた展開を実施したいと考えます。新たにD評価を設定することで、事業環境変化へ柔軟に対応することが出来なくなった結果、お客様ニーズへの追従やビジネス拡大が出来なくなる恐れがあります。	「令和5年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果」中の今後の検討課題に記載のとおり、3Gから4G・5Gへのマイグレーションには一定の期間が必要であることに鑑み、当該移行計画の期間中は、例外的に、現行基準を適用せず、移行計画に基づく評価を行うこととしたものです。 このため、電波の有効利用の観点からは、最低限達成すべき目標として、正当な理由なく移行計画値を満たさない場合をD評価とするものであることから、原案どおりとすることが適当と考えます。 なお、3G移行計画の策定においては、ニーズを踏まえて策定されるものと認識しておりますが、移行計画策定時には予期し得なかった社会環境の変化等により当該計画の変更の必要が生じた際には、事業者ヒアリング等でその状況を説明いただきたいと思います。	無

7	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(10頁 別紙1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／－ 6GHz以下の周波数帯／3 面積カバー率) 現在、面積カバー率に係る実績評価の基準についても同一周波数帯内の事業者実績値との相対評価となっていますが、総論で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点からは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 しかしながら面積カバー率について、やむを得ず相対評価を継続する場合は次にあげる点について考慮する必要があると考えます。 面積カバー率についてはこれまでの継続的な調査によりデータの蓄積が進展していると考えられ、例えば、これまでの比較に加えて、周波数特性の近い他の周波数帯と比較した場合に、有効利用がなされている周波数帯となっているかどうかの考慮が可能になっていると想定されます。 具体的には、より実態に即した評価とすることで電波の有効利用の更なる推進を図るためにも、周波数特性の近い他の周波数帯と比較した場合に突出して評価の高い値については、特に優れているとの特別な評価(例：SS)として、別に扱う等の措置を行うことが有効と考えます。また、周波数特性の近い他の周波数帯と比較して劣後していない値については、例えば評価結果上に注釈等で周波数特性の近い他の帯域の平均値を記載するなど、有効利用がなされていないとの誤解を与えることのないよう一定の配慮が必要と考えます。	いただいた前段のご意見について、面積カバー率は、山地などの人が居住していないエリアを含む指標であることから、絶対評価の適切な基準の設定が困難と考えられるため、各社間の競争による面積カバー率の拡大も期待し、現行のとおり、周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。 いただいた後段のご意見について、基本的に、同一周波数帯において事業者間の実績値に大きな差が生じている場合は、当該実績値の低い事業者に一層の努力を求めたいと考えますが、ご意見の趣旨については今後の参考といたします。	無
無線局の行う無線通信の通信量				
8	UQ コミュニケーションズ(株)	(別紙1／－ 6GHz以下の周波数帯／5 無線局の行う無線通信の通信量) 当社に割り当てられた周波数帯の更なる有効利用に引き続き努めて参ります。 4G・5G全体の通信量増加に対しては、KDDIグループ全体としてユーザー品質を考慮しつつ「トラヒックを効率的に処理す	通信量に係る評価の在り方については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見や利用実態、技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無

		る」対応を継続するため、定量評価における個々の周波数帯の通信量については、今後もＫＤＤＩグループ全体の利用状況等に応じて増減が発生しうるものと認識しております。 そのため、今後も当該要因を考慮いただいた評価を希望いたします。		
9	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(30頁 別紙2 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準／－ 6GHz以下の周波数帯／4 無線局の行う無線通信の通信量) 認定期間満了後の通信量の進捗評価については、前年度実績値との比較となっていますが、例えば、NR化等の世代交代のタイミングでは、事業者全体のトラフィック総量は増加しているものの、NR化の準備や進展に伴い周波数帯ごとのトラフィック量が減少するという事象も想定されます。 NR化などのように、電波の有効利用の更なる推進に資する取組みが原因となりトラフィック量が減少した場合は、有効利用がなされていないとの誤解を与えることのないよう、例えば、評価コメント上への要因記載に加えて評価上にも注釈を加えるなど、より分かりやすく表記すべきと考えます。	電波の有効利用の観点からは、割り当てられた周波数帯を最大限活用することが必要と考えており、有効利用評価方針中、認定の有効期間が満了している又は認定によらない周波数帯の進捗評価において、通信量については、帯域別トラフィックが前年度実績値以上か未滿かの評価基準を設けているところです。通信量に係る評価の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
4. 9GHz 帯に係る評価基準				
10	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(39 頁 別紙3 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準／4 電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz 帯展開率／4.9GHz 帯開設指針により割り当てられた周波数帯) 今回新たに4.9GHz帯に係る評価基準が設定されましたが、4.9GHz帯認定時の開設指針の内容や、他の認定期間中帯域における評価基準と同様の考え方に基づいており、過去の考え方に沿った評価基準になっていると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無

有効利用評価方針 (改定案)

電 波 監 理 審 議 会

一 目的

この方針は、有効利用評価¹（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位及び区分

1 評価の単位

評価は、2の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類²ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（１） 電気通信業務用基地局³

（２） 電気通信業務用基地局以外の無線局

ア 公共業務用無線局⁴

イ 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

2 評価の区分

評価の区分は、調査区分⁵と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（１） 電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア 周波数帯⁶

イ 電気通信業務用基地局の免許人

¹ 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。

² 法第26条の2第1項各号に掲げる無線局の種類をいう。

³ 法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

⁴ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

⁵ 法第26条の2第1項に規定する調査区分をいう。

⁶ 法第26条の2第1項第1号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ 総務省令⁷に規定する事項

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア 周波数帯

イ 総務省令⁸に規定する事項

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査⁹の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数¹⁰

(イ) 人口カバー率¹¹

(ウ) 面積カバー率¹²

イ 無線局の行う無線通信の通信量

⁷ 法第26条の2第1項第1号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

⁸ 法第26条の2第1項第2号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁹ 法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。

¹⁰ 開設計画（法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

¹¹ 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する2分の1地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

¹² 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

- ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）
- エ 使用周波数の移行計画¹³
- オ 総務省令¹⁴に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

（２） 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

- ア （１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁵及び進捗評価¹⁶を行うものとする。
- イ （１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。
- ウ （１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁷。

（３） 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁸。

- ア （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁹又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準
 - （ア） 実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。
 - （イ） 進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。
- イ （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準
 - （ア） 実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。

¹³ １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

¹⁴ 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

¹⁵ 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

¹⁶ 計画値又は前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

¹⁷ 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

¹⁸ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（Ｒ）とする。

¹⁹ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

- (イ) 進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。
- ウ (１) エの事項に係る評価の基準
 - (１) エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。
 - (ア) 移行する周波数及び通信規格
 - (イ) 移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し
 - (ウ) 移行に要する期間²⁰
- エ (１) オの事項に係る評価の基準
 - (１) オの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。
- オ 全体の総合的な所見
 - (１) アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

２ 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

- (１) 評価の事項
 - ア 無線局の数
 - イ 無線局の行う無線通信の通信量
 - ウ 技術導入状況
 - エ 総務省令²¹に規定する事項
- (２) 評価の方法及び基準
 - 評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。
 - ア (１) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
 - イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行²²並びにデジタル化に向け

²⁰ 電波法の免許の有効期間が５年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙１に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から５年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

²¹ 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²² デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

た対応の状況

- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況
- エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
- オ 使用している周波数に対する需要²²

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１） 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況
- エ 総務省令²³に規定する事項

（２） 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア （１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画²⁴において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システム²⁵については、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

²³ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²⁴ 法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

²⁵ 法第26条の2第1項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

5 1 から 4 までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

6 評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

(1) 電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア 各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び 2 以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ 免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

四 勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告²⁶を行うものとする。

五 その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数

²⁶ 法第99条の13に規定する勧告をいう。

帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六 施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）の施行の日（令和４年10月１日）から施行する。

初版 令和４年９月28日

改定 令和５年７月31日

改定 令和６年５月17日

改定 令和７年５月26日

附則（令和６年５月17日改定）

令和６年度の第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「５Ｇ普及開設指針第１項第18号」とあるのは「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「５Ｇ導入開設指針」という。）第１項第14号」と、脚注40中「５Ｇ普及開設指針第１項第19号」とあるのは「５Ｇ導入開設指針第１項第15号」と読み替えるものとする。

別紙 1

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している 6 GHz 以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2) 860MHzを超え 890MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3) 945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4) 1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5) 1,845MHzを超え 1,860MHz以下 及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下 ²⁷	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6) 2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁷ 東名阪区域（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第2項第2号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

(7) 2,545MHzを超え 2,575MHz以下 及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(8) 3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値 ²⁸ の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

²⁸ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

4 基盤展開率²⁹

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯のうち、3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯における基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 3,600MHzを超え 4,000MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(2) 4,000MHzを超え 4,100MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(3) 4,500MHzを超え 4,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁹ 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

5 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況³⁰

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA³¹ イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO³²又はMassive MIMO³³ ウ 256QAM³⁴又はUL64QAM³⁵ エ SA³⁶
A	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

³⁰ 第3世代移動通信システム（3G）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙2の一の5において同じ。）。

³¹ キャリアアグリゲーションのこと。2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。

³² 1の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。2 MIMO、4 MIMO又は8 MIMOはそれぞれ、2、4又は8以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。

³³ 1の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。

³⁴ 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。

³⁵ 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。

³⁶ 第5世代移動通信システム（5G）コアネットワークにより5G基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	エ SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

7 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	2（人口カバー率）の評価がAである。
B	2（人口カバー率）の評価がBである。
C	2（人口カバー率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（人口カバー率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯における総合的な実績評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	4（基盤展開率）の評価がSS又はSである。
A	4（基盤展開率）の評価がAである。
B	4（基盤展開率）の評価がBである。
C	4（基盤展開率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、4（基盤展開率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している 6 GHz超の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の6（技術導入状況）の基準を準用する。

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している 6 GHz 超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数）の評価が S である。
A	1（電気通信業務用基地局の数）の評価が A である。
B	1（電気通信業務用基地局の数）の評価が B である。
C	1（電気通信業務用基地局の数）の評価が C である。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（無線局の行う無線通信の通信量）又は 3（技術導入状況）の評価のうちいずれかが D である。

三 移行計画に係る周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	正当な理由 ³⁷ がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

³⁷ 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。以下同じ。

関東	計画値+1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
信越	計画値+101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
北陸	計画値+70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
東海	計画値+355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
近畿	計画値+488局超	計画値+163局以上 計画値+488局以下	計画値以上 計画値+163局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
中国	計画値+173局超	計画値+58局以上 計画値+173局以下	計画値以上 計画値+58局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
四国	計画値+88局超	計画値+29局以上 計画値+88局以下	計画値以上 計画値+29局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
九州	計画値+304局超	計画値+101局以上 計画値+304局以下	計画値以上 計画値+101局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
沖縄	計画値+35局超	計画値+12局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+12局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 870MHzを超え 875MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満、 又は計画値以上	80%以上 85%未満、 又は80%未満 であって正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、80%以上の場合を除く。）
(2) 945MHzを超え 950MHz以下						
(3) 2,165MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満、 又は計画値以上	50%以上 70%未満、 又は50%未満 であって正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、50%以上の場合を除く。）

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	２（人口カバー率）の評価がAである。
B	２（人口カバー率）の評価がBである。
C	２（人口カバー率）の評価がCである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがDである。

別紙 2

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

- 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 －5,000局以上 前年度実績値 －3,000局未満	前年度実績値 －5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 －5%以上	前年度実績値 －5%未満

			前年度実績値 － 1 %未満	
(3) 面積カバー率	前年度実績値 ＋ 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 － 5 %以上 前年度実績値 － 1 %未満	前年度実績値 － 5 %未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが S であり、その他の評価が A 以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれも A である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが B であり、その他の評価が B 以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかが C である。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上	前年度実績値 －341局未満

			前年度実績値 －205局未満	
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 －1,762局以上 前年度実績値 －1,057局未満	前年度実績値 －1,762局未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 －168局以上 前年度実績値 －101局未満	前年度実績値 －168局未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 －116局以上 前年度実績値 －70局未満	前年度実績値 －116局未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 －592局以上 前年度実績値 －355局未満	前年度実績値 －592局未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 －814局以上 前年度実績値 －488局未満	前年度実績値 －814局未満
中国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+173局超	±173局以内	－288局以上 前年度実績値 －173局未満	－288局未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っている	前年度実績値を大きく上回っていると	前年度実績値を上回っているとして、(1)、	前年度実績値を下回っているとして、(1)、

	るとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	て、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。
--	---	---	-----------------------	--------------------------

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値 +124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+205局超	+68局以上 前年度実績値 +205局以下	以上 前年度実績値 +68局未満	未満
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上 前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +163局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

3 基盤展開率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯に限る。）

基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値 ＋１％超	前年度実績値 ±１％以内	前年度実績値 －５％以上 前年度実績値 －１％未満	前年度実績値 －５％未満

4 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

5 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-10%未満である。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-30%未満である。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、一（6 GHz以下の周波数帯）の2（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯））の付表2の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の4（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 3

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G 普及開設指針³⁸、2. 3GHz帯開設指針³⁹又は4. 9GHz帯開設指針⁴⁰により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G 普及開設指針、2. 3GHz帯開設指針又は4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値＋5 %超	計画値＋1 %以上 計画値＋5 %以下	計画値以上 計画値＋1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画	認定された開設計画	認定された開設計画	認定された開設計画

³⁸ 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）をいう。

³⁹ 2. 3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号）をいう。

⁴⁰ 4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和6年総務省告示第295号）をいう。

	を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。
--	---	---	-------------------------------------	---

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満

信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満

2 電気通信業務用基地局の数（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	-------------------------	--	--

3 電気通信業務用基地局の数（2. 3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（2. 3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G普及開設指針、2. 3GHz帯開設指針又は4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値+1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

4 電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率⁴¹（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 4.9GHz帯展開率	計画値＋5％超	計画値＋1％以上 計画値＋5％以下	計画値以上 計画値＋1％未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

⁴¹ 4.9GHz帯開設指針第6項に規定する特定基地局の展開率をいう。

		イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	--------------------------------------	--	--

5 5 G 高度特定基地局⁴²の数及び5 G 基盤展開率⁴³（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5 G 高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000局以下	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満
(2) 5 G 基盤展開率	計画値＋5 %超	計画値＋1 %以上 計画値＋5 %以下	計画値以上 計画値＋1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

⁴² 5 G 普及開設指針第1項第18号に規定する5 G 高度特定基地局をいう。

⁴³ 5 G 普及開設指針第1項第19号に規定する5 G 基盤展開率をいう。

	の評価のうち、一方が Sであり、他方がA以 上である。	れかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価 のうち、一方がSで あり、他方がBであ る。 イ (1)及び(2)の評価 のうち、一方がAで あり、他方がA又は Bである。		
--	-----------------------------------	---	--	--

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以下	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満
信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満

東海	計画値+73局超	計画値+36局以上 計画値+73局以下	計画値以上 計画値+36局未満	計画値未満
近畿	計画値+68局超	計画値+34局以上 計画値+68局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
中国	計画値+86局超	計画値+43局以上 計画値+86局以下	計画値以上 計画値+43局未満	計画値未満
四国	計画値+56局超	計画値+28局以上 計画値+56局以下	計画値以上 計画値+28局未満	計画値未満
九州	計画値+136局超	計画値+68局以上 計画値+136局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
沖縄	計画値+21局超	計画値+10局以上 計画値+21局以下	計画値以上 計画値+10局未満	計画値未満

6 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

(1) 770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからエまでのうち3つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
A	アからエまでのうち3つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
B	アからエまでのうち1つ以上2つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
---	--

(2) (1) 以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからオまでのうち4つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
A	アからオまでのうち4つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
B	アからオまでのうち1つ以上3つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO

	ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

7 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において、次の（１）から（４）に掲げる表のとおりとする。

（１） ５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がSである。
A	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がAである。
B	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がBである。
C	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

（２） ５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。
A	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり他方がB、又は一方がAであり他方がA若しくはBである。
B	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価がいずれもBである。
C	２（電気通信業務用基地局の数）、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(3) 2. 3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	3（電気通信業務用基地局の数）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(4) 4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がSである。
A	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がAである。
B	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がBである。
C	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

別紙 4

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満

(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。
------------	---	---	---	--

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+124局以下	+41局未滿	
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未滿	前年度実績値 未滿
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未滿	前年度実績値 未滿
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未滿	前年度実績値 未滿
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未滿	前年度実績値 未滿
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未滿	前年度実績値 未滿
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未滿

		前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 +163局未満	
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

2 4. 9GHz帯展開率（4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

4. 9GHz帯展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
4. 9GHz帯展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満

3 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5 G高度特定基地局数及び5 G基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表２のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5 G高度特定基地局の数	前年度実績値 ＋1,000局超	前年度実績値 ＋500局以上 前年度実績値 ＋1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋500局未満	前年度実績値 未満
(2) 5 G基盤展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未満

		前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値 + 1 %未満	
(3) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +204局超	前年度実績値 +102局以上 前年度実績値 +204局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +102局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+167局超	+84局以上 前年度実績値 +167局以下	以上 前年度実績値 +84局未満	未満
関東	前年度実績値 +92局超	前年度実績値 +46局以上 前年度実績値 +92局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +46局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +62局超	前年度実績値 +31局以上 前年度実績値 +62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +31局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +18局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +73局超	前年度実績値 +36局以上 前年度実績値 +73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +68局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 +86局超	前年度実績値 +43局以上 前年度実績値 +86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +56局超	前年度実績値 +28局以上 前年度実績値 +56局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +28局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +136局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +136局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +21局超	前年度実績値 +10局以上 前年度実績値 +21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +10局未満	前年度実績値 未満

4 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙2の一（6GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 5

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 総務省令⁴⁴に規定する事項

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保 ⁴⁵	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③ データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

⁴⁴ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁴⁵ 災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

④電波の割当てを受けていない者等（MVNO ⁴⁶⁾ に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

⁴⁶ MNO（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。